

単な説明をつけてください。	
(2) 氏名、性別、年齢、職業（学校名、学年）、住所、電話番号を必ず記入ください。	
県外在住の本県出身者は、出身市町村名も記入してください。	
ア 1人何点でも応募できます。	
イ 作品は、はっきりわかるようにお書きください。	
ウ 作品は、自作で未発表のものに限ります。	
6. 送り先及び問い合わせ先	
〒960 福島市杉妻町5番75号 福島県国体準備局 ☎ 0245-21-1111 内線4386・4387	
7. 応募の期間	
平成2年4月16日(月) ～平成2年6月15日(金) [当日消印有効]	
8. 審査・決定等	
第50回国民体育大会福島県準備委員会において決定します。 この場合、補作して決定し使用することもあります。	
9. 発 表	
入選者の発表は、入選者本人に通知するほか、県広報紙等で発表します。	
10. ほう賞	
(1) 最優秀作 テーマ・スローガン各1点 賞状と副賞 100,000円(小・中学生にあっては100,000円相当の賞品)	
(2) 佳 作 テーマ・スローガン各3点 賞状と副賞 30,000円(小・中学生にあっては30,000円相当の賞品)	
(3) 該当者多数の場合には、第50回国民体育大会福島県準備委員会が行う抽選で決定します。	
11. そ の 他	
(1) 入選作品の著作権は、第50回国民体育大会福島県準備委員会に帰属します。	
(2) 応募作品は返却いたしません。	

4 第50回国民体育大会テーマ・スローガン 選定委員会設置運営要項	
(平成2年2月8日第50回国民体育大会福島県準備委員会第2回広報・県民運動専門委員会において決定)	
第1条 この要項は、第50回国民体育大会テーマ・スローガン選定委員会（以下「選定委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。（選定委員会所管事項）	
第2条 選定委員会の所管事項は、次のとおりとする。	
(1) 第50回国民体育大会のテーマの審査及び選考に関すること。	
(2) 第50回国民体育大会のスローガンの審査及び選考に関すること。	

(組 織)
第3条 選定委員会は、第50回国民体育大会福島県準備委員会会長が委嘱した者（以下「選定委員」という。）をもって構成する。
2 選定委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。
3 委員長及び副委員長は、選定委員の互選によりこれを定める。
4 委員長は選定委員会を代表し、会務を総理する。
5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
(会 議)
第4条 選定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
2 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3 選定委員会は、その所管事項について審議し、その結果について第50回国民体育大会福島県準備委員会広報・県民運動専門委員会に報告する。
(任 期)
第5条 委員の任期は、選定委員会の目的が達成されたときまでとする。
(庶 務)
第6条 選定委員会の庶務は、第50回国民体育大会福島県準備委員会事務局において行う。
附 則
1. この要項は、平成2年2月8日から施行する。
2. この要項は、第50回国民体育大会テーマ・スローガンの決定をもって、その効力を失うものとする。

— 5 第50回国民体育大会宿泊基本計画 —

(平成2年2月14日第50回国民体育大会福島県準備委員会第1回宿泊・衛生専門委員会において決定)

1 基本方針
第50回国民体育大会に参加する選手・監督、役員、観察員、報道員及び関係者（以下「大会参加者」という。）の宿泊については、大会基本構想に基づき、大会参加者が最良のコンディションで十分な活躍ができるよう福島らしい宿泊環境と郷土色豊かな食事を提供する。
(1) 宿 舎
ア 大会参加者の宿舎は、原則として会場地市町村内の旅館（「旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル・旅館及び簡易宿泊所をいう。」以下同じ。）を利用する。
イ 会場地市町村内の旅館で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、関係機関・団体と協議のうえ、公共施設・寮・寺院・民家及び近隣市町村の旅館等を利用する。
ウ 風紀・衛生上及び安全対策上支障があると認められる宿舎は利用しない。